

## 選挙運動用自動車一般運送契約書

被運送人（候補者）

（以下「甲」という。）と運送人

（以下「乙」という。）とは、令和 8 年 11 月 22 月執行の鳥取市議会議員選挙において、次のとおり運送契約を締結する。

1 乙は、次に掲げる自動車を選挙運動用自動車として甲に貸付け、当該自動車による運送を行い、甲は、これに対して運賃を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により鳥取市に帰属することとならない場合においては、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を鳥取市長に対して請求するものとする。

(1) 車 種 \_\_\_\_\_

(2) 登録番号 \_\_\_\_\_

2 運送期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

3 運賃は 1 日につき金 \_\_\_\_\_ 円（消費税相当額を含む。）とし、総額金 \_\_\_\_\_ 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳥取市議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代 表 者

印

### 参 考

- 1 自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とし、立候補の届出前から運送していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運送人が市長に対し運賃を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約は、印紙税法別表番号 1 の 4 に掲げられている運送に関する契約書に当たり収入印紙が必要である。